

3 申告書の作成例

【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合

事例1

私は、祖父から現金 500 万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、令和 2 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和元年分の贈与税の申告において、祖父（国税一郎）からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注) 「特例税率」については、2 ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、28ページへ

※ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面へのアクセス方法については15～17ページを参照してください。

① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、贈与者の氏名、生年月日、住所などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。
選択した続柄により、贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。
この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。
なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

参考 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

③ 取得財産の入力（一般の贈与） 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名: 国税 一郎

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 項目	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和2年9月19日 5,000,000円	修正	削除

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

④ 取得財産の入力 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特別贈与財産	令和2年9月19日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							
3							

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円) 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円) 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

住宅取得等資金の非課税 (66ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例 (65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。

相続時精算課税 (4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

すべての取得財産の入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和2年 9月 10日 5,000,000円
特例贈与財産の合計額 (1)	5,000,000円
一般贈与財産の合計額 (2)	円
配偶者控除額 (3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	5,000,000円
基礎控除額 (5)	1,100,000円
(5)の控除後の課税価格 (6)	3,900,000円
(6)に対する税額 (7)	485,000円
外国税額の控除額 (8)	円
医療法人持分税額控除額 (9)	円
差引税額 (10)	485,000円

相対特種課税分

相対特種課税分の課税価格の合計額 (11)	円
相対特種課税分の差引税額の合計額 (12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分的納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「納税猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額 (13)	5,000,000円
差引税額の合計額 (14)	485,000円
農地等納税猶予税額 (15)	円
株式等納税猶予税額 (16)	円
特例株式等納税猶予税額 (17)	円
医療法人持分的納税猶予税額 (18)	円
事業用資産納税猶予税額 (19)	円
申告期限までに納付すべき税額 (20)	485,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は **485,000円** です。

【ご注意ください】
 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のまかに、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本等の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類」を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

< 戻る 入力データの一時保存 (印刷も可能) 入力終了(次へ) >

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されますので確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の **控除額の入力** をクリックし、控除額を入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人の持分の納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の **納税猶予税額の入力** をクリックし、納税猶予税額を入力してください。

納付すべき贈与税額が表示されますので確認してください。

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、**贈与者との続柄を明らかにする書類等**を提出する必要があります。

ただし、過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため当該書類を提出している場合には、**過去の贈与税の申告状況の入力** をクリックして過去の贈与税の申告状況を入力すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑥ 住所・氏名等の入力 画面で、
住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
各納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和3年3月15日(月)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。 ＜注意事項＞ クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、通関程度かかる場合があります。	令和3年3月15日(月)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません。
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部金融機関及び全国の税務署の窓口で用意されています。	令和3年3月15日(月)	不要です

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

- 郵便番号
※「住所検索」ボタンをクリックすると入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。
- 住所
※ 郵便番号から検索できなかった方は「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。
- 申告書等を提出する税務署名
【必須】
税務署の所在地及び管轄区域
- 申告書等を提出する年月日
- あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ
【必須】
- あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字
【必須】
- マイナンバー(個人番号)
※ マイナンバーカードなどから確認入力してください。
- 職業
- 電話番号

100 - 0003 [住所検索]

都道府県市区町村
東京都千代田区
[市区町村選択]

都道府県: [東京都] 税務署: [国衙]

令和 3 年 2 月 3 日

[各全角カナ11文字以内]
セイ: [コウセイ] (90) コピー
メイ: [アキラコウ] (90) シロウ

[各全角10文字以内]
姓: [国藤] (90) 国藤
名: [壯太郎] (90) 太郎

[半角数字4桁] - [半角数字4桁] - [半角数字4桁]
[0000] - [0000] - [0000]
 マイナンバーの入力値を表示する。

[全角11文字以内]
会社員 (90) 会社員

[半角数字合計14桁以内]
0000 - 0000 - 0000

✓申告書等作成終了
次へ >

納付手続は様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納期限までに納付手続を行ってください。
※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

- あなた(財産を取得した方)の
- 郵便番号
※ **住所検索** をクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
 - 住所
※ 郵便番号から検索できなかった方は、**市区町村選択** をクリックして都道府県市区町村を選択してください。
 - 申告書等を提出する税務署名
 - 申告書等を提出する年月日
※ 書面提出の場合は、提出時に手書きしても差し支えありません。
 - 氏名のフリガナ
 - 氏名の漢字
 - マイナンバー(個人番号)
※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。
 - 職業
 - 電話番号
- について、入力してください。

入力が終わったら、**✓申告書等作成終了 次へ >** をクリックしてください。

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

○ 手書きで作成する場合

事例1

麹町 税務署長 令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXXX - XXXX - XXXX) 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号 ABCビル585号室	税務署整理欄(記入しないでください。)
	フリガナ	コクセイイソウタロウ	整理番号
明治11 大正22 昭和33 平成44 令和55	氏名	国税 壮太郎	補完
	個人番号 又は 法人番号	XXXXXXXXXX	申告書提出年月日
	生年月日	3 5 6 . 0 9 . 2 5	災害等延長年月日
	職業	会社員	出国年月日
			死亡年月日

第一表 (令和2年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の第5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	種類	取得した日	課税標準額	税率	課税額	財産を取得した年月日	財産の価額 (単位:円)
住所 千代田区霞が関3丁目1番1号 フリガナ コクセイイチロウ 氏名 国税 一郎 生年月日 3 0 5 . 1 1 . 0 3 続柄 父 住所 千代田区霞が関3丁目1番1号	現金、 預貯金等	令和02年09月19日	5000000			平成令和01年	
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000							

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特別税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

住所	フリガナ	氏名	生年月日	続柄	住所	フリガナ	氏名	生年月日	続柄
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②									
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、□に「○」を記入し、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) (最高2,000万円) ③									

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表控用の裏面をご確認ください。

【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④	5000000		⑬	5000000
基礎控除額	⑤	1100000		⑭	4850000
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	3900000		⑮	
⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。	⑦	485000		⑯	
外国税額の控除額	⑧			⑰	
医療法人持分税額控除額	⑨			⑱	
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	485000		⑲	
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑪			⑳	485000
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑫			㉑	
				㉒	

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☑ 税理士法第30条の書面提出有

☑ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 確認者命

(資5-10-1-1-A4統一) (令2.10)

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

平成28年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	5,000,000 円
基礎控除額	㉒	1,100,000 円
㉑の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉓	3,900,000 円
㉓に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉔	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉓)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㉔)を計算します。

㉑6,000,000 円 - ㉒1,100,000 円 = ㉓4,900,000 円
 ㉓4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㉔680,000 円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格が3,000 千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格*が3,000 千円を超えるとき
- * 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

特例贈与財産の価額の合計額(㉑5,000,000 円)から基礎控除額(㉒1,100,000 円)を控除した課税価格(㉓3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(㉔485,000 円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。